

エステティックサロン認証事業者  
経営者及び担当者各位

労働関連法令の遵守徹底のお願い

認定 特定非営利活動法人  
日本エステティック機構  
理事長 福士 政広

日頃より当機構の認証事業に関しまして格別なご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

早速ではございますが、先日、認証サロンを運営している大手事業者に、労働基準監督署より違法な給与の減額分の支払いを命じる是正勧告が出されたとの報道がございました。

当機構としては、上記の件につきましては事実関係を調査中でございます。

ただ、当然のことではございますが、エステティックサロン認証事業者の皆様におかれましても、サロン従業員との間の労働関係法令の遵守を徹底していただくようお願い申し上げます。

エステティックサロン事業者が、労働基準法を始めとする労働関連法令に関する違法行為を容認または放置することは、良好な労使関係の維持を著しく困難にするばかりか、特にエステティックサービスにおいては大事なお客様に対するサービスの質の低下を招き、サロン経営の状況に多大な悪影響を与える大きな要因の一つになると考えられます。

サロン認証事業者の皆様には、この機会に社内における労働関係法令の遵守状況を再点検するとともに健全な労使関係の構築にさらに努めていただきますようお願い申し上げます。

すでにご承知のこととは存じますが、以下の厚生労働省のサイトにて、労働関係法令の概要などが掲示されておりますので、ご参照いただければ幸いです。

また不明な点がございましたら、お近くの労働基準監督署、または社会保険労務士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

ご多用とは存じますがよろしくようお願い申し上げます。

以下、厚生労働省ホームページより  
労働条件・職場環境のルール

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/chushouukigyou/joken\\_kankyou\\_rule.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushouukigyou/joken_kankyou_rule.html)

やさしい労務管理の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/roumukanri.pdf>

全国の労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>